

「島根県国民保護計画」変更素案に対するご意見への回答

募集期間：令和8年6月29日（月）～令和8年7月28日（火）

ご意見の件数：2件

No.	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	P45 第2編第1章第5節研修及び訓練 2 訓練 (3)訓練に当たっての留意事項 キ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。 ここに、自治体の参加の呼びかけ等も追加した方が良いと思います。	ご提案のあった自治体に対する訓練への参加の呼びかけについては、現計画においても、「県は、区域内の市町村とともに、国、隣接県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。」（第2編第1章第5節2(1)）と記載しております。 県では、平成19年度以降、毎年県内の市町村に対し訓練への参加を呼びかけ、国・県・市町村と共同で国民保護訓練を実施しております。 今後も市町村等との共同訓練を実施することで、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。
2	P57 第2編第5章国民保護に関する啓発 1 国民保護措置に関する啓発 (3)学校における教育 県教育委員会は、国、関係機関等の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。 県は、私立学校においても適切な対応が図られるよう要請する。 ここに、出前講座を定期的に行った方が良いと思います。	今後はいただいたご意見を参考に、県教育委員会へ出前講座について情報提供を行い、学校現場からの要望があれば、出前講座による啓発を行うことを検討していきたいと考えます。 なお、令和7年には、国・邑南町と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施し、地元住民をはじめ、地元の小学校の児童も訓練に参加しました。 訓練では、模擬のJアラート音声（ミサイルに関する情報等）の伝達や避難施設への避難を実施することで、武力攻撃事態等において住民が取るべき行動に関する啓発を行いました。